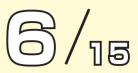


発行 城陽市 国保医療課 編集



平成26年 (2014年)

するみん

成26年度国

民健康保険料の

(〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999)へ お問い合わせは 国保医療課

主(1)/口腔型の製物

表(長(1)保険料の料率							
	区分	平成26年度	平成25年度	差引				
医療分	所得割率	7.69%	7.69%	0%				
	均等割額	22,610円	22,610円	0円				
	平等割額	25,200円	25,200円	0円				
	賦課限度額	510,000円	510,000円	0円				
支援金分	所得割率	2.95%	2.95%	0%				
	均等割額	8,630円	8,630円	0円				
	平等割額	10,100円	10,100円	0円				
	賦課限度額	160,000円	140,000円	20,000円				
介護分	所得割率	3.19%	3.19%	0%				
	均等割額	9,920円	9,920円	0円				
	平等割額	8,210円	8,210円	0円				
	賦課限度額	140,000円	120,000円	20,000円				

額が設けられていま 保険料には負担の限度 内容は同じです。なお、 ぞれ受ける医療などの は世帯の所得や加入者 のですが、保険料が高 の人数により異なるも い人も低い人も、それ

保険料の負担

は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。 12,971世帯、21,958人が国保に加入されています。 今回 て医療費がまかなわれています。市では、平成26年4月1日現在で、 くための制度で、国・府・市の負担金などと加入者の保険料によっ

国民健康保険に加入

は後期高齢者の医療にた「支援金分」の保険料

療費の見込額から、ま

6月16日付けで世帯主

(更正)通知書」により、

あてに通知します。

保険料の料率

保険料として納めて

年間に必要とする医

分は40歳から4歳まで える分です。また、介護 は後期高齢者医療を支 にかかる分、支援金分医療分は加入者の医療 分に分かれています。医療分・支援金分・介護 めていただく保険料は しているみなさんに納 被保険者) にかかる介 の国保加入者(第2号 国民健康保険料決定料の額は「平成26年度介護分をあわせた保険 りを加入者が負担しあ金などを差し引いた残ぞれ国・府・市の負担 要する費用から、それ 険診療報酬支払基金に うものです。 納付する介護納付金に かかる費用から、「介護 分」の保険料は社会保 医療分と支援金分

前年の所得金額に応じ などのことです)は、表 の、「均等割」は加入者の 険料の料率(単価や率 額です。平成26年度保 額・平等割額を合計したれの所得割額・均等割 支援金分、介護分それぞ 人数に応じて負担してい て負担していただくも (1)をご覧ください。 いただくのは、医療分と 所得割」は加入者の

護保険分です。

|医療分|の保険料は

加入世帯に均一に負担し ていただくものです。 ただくもの、「平等割」は

保険料の限度額

を失った月の前月まで 取得した月から、資格

の計算となります。

ただし保険料のうち

このように、保険料 生まれの人は前月)か歳になる月(月の初日介護分については、40 の初日生まれの人はら5歳になる前月(月 ※40歳になるときは40 前々月)までの分を納 めていただきます。

は表(1)のとおりです。 護分それぞれの限度額 医療分、支援金分、

介

保険料決定(更正)通知も平成26年度国民健康

書は送付しません

75歳になることに

ますので65歳になって

めその月数を見込んで

になるときはあらかじ を送付しますが、65

保険料の通知をしてい

険料決定(更正)通知書

保険料の計算方法

齢者医療に変わる人 よって国保から後期高

は、75歳になる前の月

までの保険料を納めて

ただきます。

ていない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただ国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入し

前年の所得金額や加入前年の所得金額や加入 ます。「平成26年度国民 者数をもとに計算し (1)・表(2)、裏面の表 ら、その内容について表 健康保険料決定(更正) (3)を参考に、ご自身で 通知書」が届きました

保険料の軽減

計算してみてください

保険料の変更

付します。保険料は、加決定(更正)通知書を送 届出の翌月以降に平成 入の届出をした日から 26年度国民健康保険料 を月単位で再計算し、 あったときは、保険料 加入者などに変更が 年度の途中で世帯や 願いします。判定基準 告など所得の申告をお 護分それぞれに適用さ は裏面の表(3)をご覧 ますので、必ず確定申 れます。すべて所得の ください。 甲告書などにより行い 医療分・支援金分・介

保険料の過年度新規分

ではなく国保の資格を

と平成26年度分の2通 知書は、過年度新規分ることになります(通 規分」として賦課され「平成26年度過年度新 その年度の保険料 変更された場合には、 さかのぼって国保の資前年度・前々年度に または3通送付される 前々年分などの所得が 格を取得した場合や、 が るのは、 給分の年金から特別徴 徴収額決定通知書 健康保険料特別徴収仮 収される人には「国民 始まっています。 送付しています。 特別徴収の対象とな 4月支給分、6月支

」を

ただけます。

振替により納付していた場合は引き続き口座

歳以上の世帯 ○年金支給額が年額 18万円以上 ○国保加入者全員が65

平成26年度国民健康保

歳になった月の翌月に

料を納めて の天引き からの変更 保険料の特別徴収 特別徴

いる人は めていただいてさ)により保険 収(年金 金融機関 か 5

が必要です。・印かん・印かん・破保険者証 ②国保医療課への届 年金からの天引きを中 た場合、10月支給分の7月末までに届け出 料決定(更正)通知書 表(2)保険料の計算方法

額を軽減するもので、

うち均等割額と平等割 があります。保険料の

保険料の7割・5割・

少ない世帯に対して、

所得が一定額よりも

2割分を軽減する制度

医療分 支援金分 介護分

所得割額 加入者全員の ×所得割率 賦課総所得金額

均等割額 加入者数×均等割額

平等割額

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円) ※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります ※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の 総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料 (合計)
33万円	7割	27,900円	10,700円	5,400円	44,000円
106.5万円	5割	103,000円	39,600円	32,500円	175,100円
168万円	2割	178,200円	68,600円	57,500円	304,300円
300万円	_	298,300円	114,700円	103,300円	516,300円
600万円	_	510,000円	160,000円	140,000円	810,000円

※保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

保険料=医療分+支援金分+介護分

保険料の特別徴収

の天引き)が、平成26年の特別徴収(年金から 平成26年度の保険料 ○介護保険料と国民健○介護保険料と国民健 を超えな

べて満た 座振替により保険料を 保加入者 こ の 3 ただし、これまで口 です。 す世帯主(国 の条件をす

4月支給分の年金から

滞りなく納付されてい 保険料の支払方法を口窓口への届出後、国保医療課 口座振替への変更はができます。 ・通帳、通帳届出印 ①金融機関への届出

成26年度国民健康保険 被保険者証または平

月分からです。

保険料を滞納すると

コンビニで納付で

れないもの いが汚れなどで読み取れたもの のバーコー ません。 これまでどおり金融機 もの の ○納期限が過ぎた額が30万円を超えるも ※納付できない場合は ○バーコードがないも ンビニで納付いただけ すが、以下の場合はコ 付される納付書を確認 コンビニで納付できま してください。バー ○・ ○がーコー ○納期限が過ぎた ・ドがある納付書は ○一枚の納付書の

6568]に相談してい

関などで納付してくだ

役所に到着した月の翌

○口座振替依頼書」が市 付係[☎(56)4024] 中込みください。市外 中込みください。市外 中込みください。市外 りします。 座振替依頼書」を へご連絡ください。「 おらり

> が切れていても国保の 被保険者証の有効期限

資格はありますので、医

療機関にかかるときは

期限から1年以上保 別な事情がないのに納 窓口でご相談ください。 必ず事前に、国保医療課 また、災害やその他特

受けた人

著しく困難な人

業給付等受給資格者で、

健康保険料の納付につ 平成25年度から国民 は、お問い合わせ下さ 外の金融機関について ては、市内の金融機関 替のお申し込みについ○申込手続き □座振 口座振替で保険料の納付は でお手続き下さい(市

可能となりました。

て、コンビニ納付

月・12カ月などに限定さ 効期限が3カ月・6カ 交付になります。 れる短期被保険者証の と、納付状況に応じて有 この短期被保険者証 保険料を滞納する

都地方税機構〔☎(46) 検料納付のお願い、納 きには、更新の通知と保 有効期限が切れると 保険料の減免

まで)に、国保医療課窓 象です。必ず納期限内けている人は除く)が対 場合があります。ただ で次のような状況の人 口で相談してください。 ている人(給付制限を受 は、保険料を減免できる し、所得割額が賦課され (当初賦課分は6月30日 保険料の納付が困難 ○誕生日が昭和19年

います。保険料が未納で ただくようご案内して

用の固定資産が被害を 用保険法に規定する失 ○災害などにより居住 無となったため、生活が ○所得が皆 その月)より2割(現役し誕生日が1日の人は 4月以降も負担割合月1日以前の人 月2日以降の人 ○誕生日が昭和19年4 者は3割) は1割(現役並み所得

並み所得者は3割

負担となります。どうし 険者資格証明書」の交付 保医療課窓口でご相談 難な場合は、お早めに国 ても保険料の納付が困 費はいったん全額自己 の交付を受けると、医療 料を滞納すると、「被保 になります。資格証明書 る人(例・拘置所などに拘 たした場合に限られま ※所得の減少について 今年の所得が前年所得 す は、市の定める基準を満 禁されている人) ○給付制限を受けてい 比べ減少している人

市の基準に基づき審査 を行います

※減免の可否については

知しています。

対象者には個別に通

被保険者証と一

70歳以上の負担割合

持参のうえ受診してく担金(免除者を除く)を

宮頸がん検診・乳がん 数年生まれの女性(子

ら、70~74歳の人の窓口 なっています。 負担は、以下のとおりと 平成26年4月1日か

申請してください (**☎**(55)1111] により一部負担金が免世帯の人は事前の申請 課または保健センター ださい。 ※昭和20年3月31日以 除されます。国保医療 ※住民税非課税の国保

受診できます(申請 前生まれの人は無料で

診・大腸がん検診の無料 宮頸がん検診・乳がん検 書」(ハガキ)が届いてい 要な 受診費用助成申請 クーポン券が届いてい までご連絡ください ない場合は国保医療課 負担金は、国保から還付 加入している場合、一部 す。受診時点で国保に します。還付手続きに必

27年1月31日まで)で検診の実施期間は平成

品)と主成分が同一で あることなどが審査さ れ、国から製造・販売が れ、国から製造・販売が きます。城で、窓口負担薬品に切り を低減できる可能性のえた場合、薬の負担額 康保険加工 付しますので参考にし ある方に差額通知を送 リック医薬品に切り替 てくださ 城陽市国民健負担が軽減で り替えること 人者でジェネ 平 額

カードケースを北部、東カードケースを北部、南部、今池、青谷、寺田の各コミセンと地域いておりますのでご自由にお持ち帰りください。

険者証の収納に便利

玉 民

健康保険被

実施しています特定健診を 受診費用助成券各種がん検診

※無料ク

ポン券につ

てください)。

細は保健セン

定健診)を実施していま まで特定健康診査(特 6月2日から10月31日 国保加入者を対象に、 40歳以上75歳未満

実施しています。

者は40歳以上の西暦奇暦奇数年生まれの女暦の数年生まれの女 2日から10月31日まで し、子宮頸がん検診の 各種がん検診を6月 いての詳細 目や安全性が実証され(後発医薬品)は、効き ター(**☎**(55)11111) へお問い合わせください ジェネ

を使いましょうジェネリック医薬品

ック医薬品

IJ

を置いています保険証のカードケース

ているお薬(先発医薬

薬品使用時と変わらな 薬代が下がっても、処方 2月に発送予定)。※お り、支払金額は先発医 せん料などの有無によ 薬剤師にご相談くださ は、かかりつけの医師・ 切り替えについて

先に振込みますので、電話で返金をお知らせすることはありま せん。ATMから返金することは絶対にありません。

① 慌てない、動揺しない ② 必ず本人や関係行政機関に連絡する

③ 振り込む前に家族に相談する

④ ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせくだ

還付金詐欺にご注意ください!

市職員や社会保険庁職員などを名乗り、「医療費の還付金がま だ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振 り込みをさせる被害が発生しています。城陽市では保険料や医

療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

消費生活センター☎(56)4052

城陽警察署☎(53)0110

表(3)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得		
7割軽減	(33万円) 以下		
5割軽減	〔33万円+24.5万円×加入者数〕 以下		
2割軽減	〔33万円+45万円×加入者数〕 以下		

人間ドック・脳ドック受診者の募集の結果について

4月9日から4月18日まで募集しました平成26年度の人間 ドック・脳ドック受診希望者の申し込みの結果、国保加入者の 人間ドック・脳ドックは、定員700人に対し1,469人の申 し込みがありました。高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドッ クは、定員180人に対し443人の申し込みがありました。受 診できる人は、国保運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は

- ① 平成25年度落選した人
- ② 平成25年度申込みをしていない人
- ③ 平成25年度当選したが、キャンセルした人
- ④ 平成25年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドッ ク・脳ドックにおける申込は初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用 コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象 とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成26年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
注意が生力リ	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	416人	200人	90人	30人
脳ドック	214人	100人	102人	50人
人間ドック・脳ドック 同時受診	839人	400人	251人	100人
合計	1,469人	700人	443人	180人



城陽イメージキャラクタ-「じょうりんちゃん」

☆ホームページアドレス☆ http://www.city.joyo.kyoto.jp/